

- ながりを考えても必要だ。
- ・体験学習の場所や環境が必要。子ども夢パークのような場所が増えていってほしい。
 - ・プレーパークが増えることを望む。
 - ・市としてプレーパークの活動支援をきちんと位置づけ、支援する姿勢を持ってほしい。
 - ・プレーパークを取り上げてほしい。プレーパークに関わる地域住民団体へ支援を。
 - ・市民とのパートナーシップを促進するため、市民が運営している冒険遊び場やプレーパークの支援を施策に打ち出すべき。
 - ・公園やこども文化センター等の整備内容に市民利用者の意向を反映させるため、行政と意見交換できる場所を設けてほしい。
 - ・子どもが自然を体感しながら遊べる遊び場をつくってほしい。
 - ・自然を体験できる遊び場の拠点を増やしてほしい。夢パークなどのプレーパークの存在は子育てに希望が持てる。
 - ・子ども同士の交流、自然との触れ合い、遊びを通しての体験づくりを促進してほしい。
 - ・体験学習を身近な公園でできる事業を進めてほしい。そのためにプレーパークの維持とプレーリーダーの育成を。
 - ・自然環境の保守を積極的に行い、子どもが自然の中で選ぶことを権利として認識し、保障する必要がある。
 - ・ミューザ川崎などで、乳幼児を持つ家族と一緒に音楽に触れられる企画を増やしてほしい。

(6) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

① 子育てに配慮した住宅の整備

- ・「使用権つき住替え」のシステムは、市で先駆けて実験的にでも進められるよう期待する。
- ・保育サービスの入ったマンションがあると、子育てと仕事を両立する家庭にはとても助かると思う。
- ・区ごとの実情をふまえた、子育てに配慮した住宅の整備を実施してほしい。
- ・高層住宅の乱立は、子育ての孤立化とともに、自然や地域とのふれあいを薄くしている。
- ・子どもにとって動物を飼える住宅は重要。住宅のあり方としてこれを計画に入れてほしい。
- ・高級マンションや設備ではなく、安価で子どもがのびのび遊び、生活できる空間があれば十分
- ・市営住宅の入居におけるひとり親世帯、多子世帯への優遇には賛成
- ・市営住宅への入居システムを改善してほしい。
- ・核家族化や孤立化を防ぎ、協力して生活ができるよう共生の住まいやコレクティヴハウスの推進助成の実現を。

<p>② 安心して外出できる 環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児中の人が快適に過ごせるよう店舗施設等の改善を。 ・違法駐輪が多い。駐輪場を増やしてほしい。 ・ベビーベッド等は子育て中の人には誰でも必要な設備であり、女性も男性も使用できる場所への設置を望む。 ・男性用トイレへのベビーベッド、ベビーキープの設置など現実的な対策が大事 ・市内全駅にエレベータ、エスカレータの設置を望む。 ・公園のトイレのバリアフリー化を。 ・右左折信号のない交差点は危険が多いことから、歩車分離信号の設置を要望 ・通学路の安全確保のため、信号機の工夫、狭い道への路側帯の設置、下校時の二輪車の走行規制が望まれる。 ・安全な「移動」の確保も重要。コミュニティバスや新たな移動ツール等交通手段の研究、開発を期待する。 ・受動禁煙がなくなる施策を入れるべき。特に、飲食店は20時まで全面禁煙するきまりを。
<p>③ 子どもの安全を確保 する活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワーク活動などにより防犯、事故防止を向上させるべき。 ・自転車やバイクなどのルールが守られるような施策の実施、取り締まりの強化を要望 ・通学路での事故防止のため、交通指導員の配置を。 ・地域や行政、警察などの総出で子どもの安全を守る社会を作ることが必要 ・子ども 110 番を軸に子どもを犯罪から守る方法を考えてほしい。

(7) 計画の全体に関するこ

<p>① 計画策定の視点、考 え方などに関するこ と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ち方、特に愛情発達心理等の内面の育ちに着目した対策が弱い印象がある。 ・未婚率、初婚年齢の上昇や合計特殊出生率の下降傾向の現状を変えていく施策を具体的にあげてもらいたい。 ・川崎市と国のそれぞれが行う事業の責任の所在を明らかにする必要がある。 ・本当に少子化が進む原因をしっかりと解決できるような、根本的なところを短期集中的に国が取り組むべき。 ・新しく作るばかりではなく、既存の制度施設、団体を生かすことも重要 ・仕組みや制度等が変わる時には、行政のきめ細かい対応を望む。 ・子どもを親の子、家庭という単位で捉える見方をやめ、行政・企業・地域も応援する意識改革と仕組みづくりが必要 ・素案文章中（基本的視点）に「子育てする家庭の能力不足」とも受け取れる表記が見受けられ気になった。 ・出産、子育てが安心して行える様々な制度や環境の細部まで踏み込
---	---

んだ内容にしてほしい。

- ・5年後の合計特殊出生率上昇を前提に本計画をたててほしい。
- ・予算確保が困難な状況下において、次世代に対する予算に関する川崎市の基本的考え方を提示する必要がある。
- ・国、自治体、企業、家庭がそれぞれの責任と役割を果たすことが可能となるよう計画策定すること。
- ・市民参加(子ども自身を含む)による計画づくりとすること。
- ・本計画は具体的数値目標を明示した計画とし、市民討議を行うこと。
- ・子ども総合プランについての行政の総括を踏まえた計画とすること。
- ・行政当局だけでなく、市民や労働組合が行った“ニーズ調査”示された意見も反映すること。
- ・具体策を決める際にも市民の声を取り入れるシステムが必要
- ・幼稚園、保育所の保護者が児童福祉審議会には入っていない。親の意見の反映方法も考えてほしい。
- ・縦割りではなく横串を指した形での計画は良いと思う。
- ・女性支援だけに視点がよりすぎているのではないか。
- ・施策体系のまとめ方として、年齢別の対策や家庭状況別の対策などで表現してほしい。
- ・すべての子どもの権利を保障する視点で作成すること。
- ・計画について子どもの意見を聞く場を作るべき。
- ・子ども自身の意見反映も行うこと。
- ・性別分業意識の払拭を基本視点として入れてほしい。
- ・子育てを評価するという社会の価値観と意識改革の視点も必要
- ・子育て中の人や、これから子どもを産み育てる人たちに子育ての楽しさを伝えていくことが必要
- ・本計画を中学生、高校生世代にも広報、説明し、意見を求める姿勢が必要
- ・高齢者扶養の社会化が進んだ中、私の負担に偏らない社会全体で子育てを支援する育児の社会化が必要
- ・表面的な分け隔てなくという方向ではなく、様々な生育・生活環境の子ども一人ひとりのニーズに合った支援が必要

② 計画素案の公表に關すること

- ・計画書の他に平易な表記のパンフレット、チラシ等を作成配布し、市民に「読んで知ってもらう」努力が必要
- ・市民意見がどのように反映されたか冊子等で市民にフィードバックしてほしい。
- ・市民討議や、意見募集の中で出たものが、どのように生かされたのか、報告書等で発表してほしい。
- ・意見要望等をぜひ、行動計画に反映してほしい。
- ・市民討議での行政による冒頭の説明は不必要。もっと質疑応答に時間を割くべき。
- ・素案の公表時に限らず、常に市民の意見をチェックしてほしい。
- ・市民討議の話し合いの場合は非常に有意義である。

- ・今回の市民討議のような企画をもっと実施してほしい。
- ・次世代育成支援対策計画は、大変勉強になった。また、市民討議で市民の声を直接聞けたことがよかったです。
- ・素案は具体性に欠ける内容だと思う。市民討議のような機会を多く持ち、具体的なイメージを共有したい。
- ・市民討議には、もっと多くの市民の参加があるとよかったです。少ないながらも良い意見が出たと思う。
- ・素案の認知度は低く、閲覧するにも労力が必要。行政の動きと市民の思いが連動しない状況を歯がゆく思う。
- ・市民討議での回答に期待が持てた。今後もアンケート実施等で市民のニーズを把握してほしい。
- ・市民討議における行政の回答は、通り一遍の返事のように受け取れた。
- ・市民が意見を言える場、機会をいろいろな形で今後も設けてほしい。
- ・市民討議は、事前広報、会場設定、当日の保育サービス等市民が参加を見合わせる状況や、バリアフリーの点で配慮工夫すべき点があった。
- ・子育て当事者の意見表明の場を参加しやすい条件で設けてほしい。
- ・市民討議を各区で土曜、日曜に開催してほしい。
- ・市民討議への出席意向に反し、年末の忙しさで参加不可能な市民もいる。そのような市民の声も積極的に聞いてほしい。
- ・素案はもう少し平易な内容にしてほしかった。市民討議に参加して、いきなり本計画の話をされても市民はわからない。
- ・素案発表や市民討議開催の日程は市民への配慮が欠けていると思う。余裕あるスケジュールで策定するよう改善してほしい。
- ・素案文中に多く出てくる「充実」「向上」という語の具体的な内容を示してほしい。
- ・今回の市民討議の場が設定されたことは評価できる。
- ・市民討議への市民参加が少なく残念。学校からも事前の告知がほしかった。
- ・市民討議の模様を新聞で報道するようにすれば、参加者が増えるのではないか。
- ・市民討議への市民の参加が少ない。市が周知しようとしていたとしても、市民に関心がないこと自体問題だと思う。
- ・子育て中の親に対する支援だけではなく、子どもの視点に立った支援の実現を。
- ・家庭で両親をみるという高齢者の介護も考慮してほしい。
- ・市民討議の際に待機児童の資料も加えてほしい。

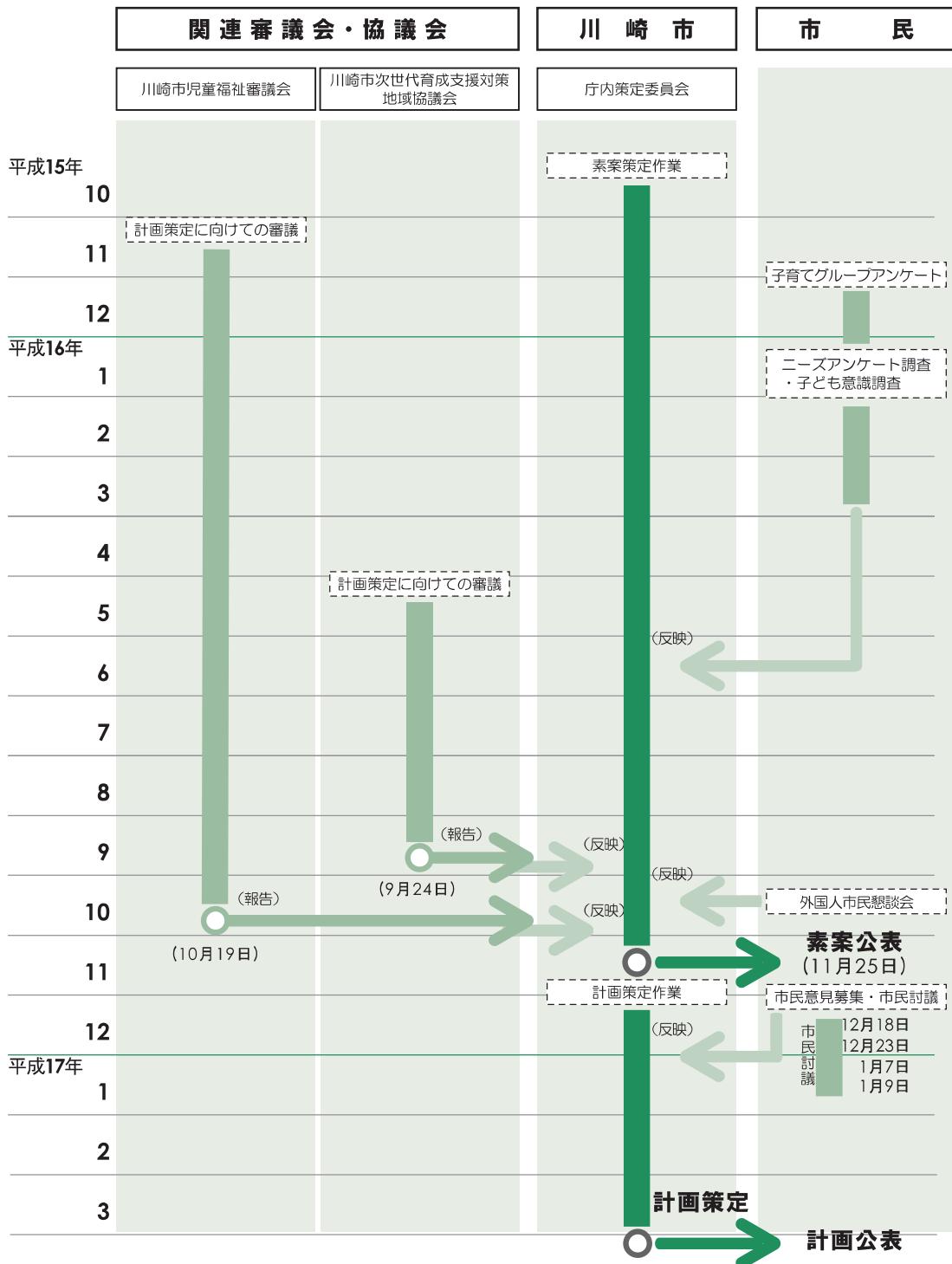
③ 計画の推進に関すること

- ・とても良い計画だと思った。市民への幅広い周知と、官民一体になってやっていくかが課題
- ・予算のかからない項目はすぐ実現を。すぐできるものとできないものが混在していてどれも計画倒れにならないか不安
- ・子どもを取り巻く諸問題の解決には子育て以外の世代の共感も重要。他世代へも周知してほしい。
- ・本計画の実施状況は、ホームページだけではなく、市政だよりや報告書で、学校、幼稚園、保育所などでも配布してほしい。
- ・素案は期待の持てる内容。今後も行政の話が聞ける場を設けて、その中で本計画の進捗を聞きたい。
- ・本計画の成功には、行政から市民へのアピールが必要
- ・行動計画の実施状況を市民に知らせてほしい。
- ・本計画が、子どもにも伝わるようにしてほしい。
- ・本計画をいかに実現させるかが重要。子育て中以外の市民にも理解が得られるよう、行政の努力を。
- ・一般市民の賛同を得られよう啓発をしてほしい。
- ・計画の進捗の経過をどのように市民に伝えるのかが重要
- ・最終的な計画案は、市民に具体的かつ分かりやすい形に。また、進捗状況も具体的な分かりやすい形で示してほしい。
- ・本計画が実現できるよう予算を明確にして、増額を希望
- ・子どもの数、学校や幼稚園の状況など、区ごとの実情に合わせて計画を実行してほしい。
- ・本計画実現と、目標数値達成に向け、確実な予算確保と国に社会保障補助金の増額を要望してほしい。
- ・計画が“努力目標”というものではなく、実行あるものにしほしい。
- ・提起された施策のうち重点施策や優先順位を定め、ソフトランディングによる進め方の検討を期待。
- ・計画策定後も利用者、労働組合代表も含む推進協議会を設置すること。
- ・財政問題がクリアにならないと支援も成立しない。財政に働きかけて実行が伴う計画にしてほしい。
- ・タウンミーティングやまちづくりの会議等では子育ての話題は後回しにされる。本計画の実現には各部局の連携が必要
- ・多くの一般市民に本計画が理解されないと、実施された際に子育て世代が地域から孤立しかねない。
- ・5年毎ではなく、1年ごとの検証を踏まえて3年で見直しを行ってほしい。

④ その他

- ・市職員としては、本計画については、参考になったというより、さらに詳細の学習の必要を感じた。
- ・予算を市民の意見に応えられるように有効に使ってほしい。
- ・福祉予算の割り当てが少ないのではないか。

2. 計画策定の経過



3. 川崎市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「(仮称) 川崎市次世代育成支援対策行動計画」を策定することを目的として、川崎市次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉局児童部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、総合企画局企画部企画調整課長、市民局地域生活部青少年育成課長、学校教育部学事課長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる構成員のほか、委員会が必要と認める場合は、関係者として出席を求め、意見を聞くことができる。

(会 議)

第3条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席することができる。

(ワーキンググループ)

第4条 委員会には、本会議の外、委員会に付議する事項に関し必要な事項を調査、協議するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの構成員は、別表第2に掲げる所属の係長級等の職員とし、所属長の推薦を受けて、委員長が指名する。
- 3 ワーキンググループの会議は、委員長が招集する。
- 4 ワーキンググループの会議は、必要な事項を調査、協議するために、協議題に応じて小グループ化して開催することができる。
- 5 第2項に掲げる構成員のほか、委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会及びワーキンググループの事務を処理するため、事務局を健康福祉局児童部に置き、事務局長は児童部少子化対策担当主幹をもって充てる。

- 2 健康福祉局児童部児童保健福祉課、総務部企画課は事務局員として参加し、事務処理にあたる。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

委員長	健康福祉局	児童部長
副委員長	総合企画局	企画部企画調整課長
	市民局	地域生活部青少年育成課長
	教育委員会	学校教育部学事課長
	事務局長	児童部少子化対策担当主幹
委員	総務局	行財政改革実施本部施策調整担当主幹 行財政改革実施本部内部改革担当主幹
	財政局	財政部財政課主幹
	市民局	地域生活部地域生活課長 勤労市民室主幹 人権・男女共同参画室男女平等推進担当主幹 人権・男女共同参画室子どもの権利担当主幹
	環境局	総務部環境調整課長 緑政部公園緑地課長
	まちづくり局	総務部企画課長 市街地開発部住宅整備課長 市街地開発部住宅管理課長
	建設局	総務部企画課長
	教育委員会	総務部企画課長 学校教育部指導課長 生涯学習部生涯学習推進課長 総合教育センター幼児教育センター室長
	健康福祉局	総務部企画課長 保健医療部健康増進課長 保健医療部地域医療課長 地域福祉部地域福祉課長 地域福祉部福祉医療課長 障害保健福祉部障害計画課長 児童部児童保健福祉課長 児童部保育企画課長 児童部保育運営課長 児童部保育運営課主幹

別表第2（第4条関係）

総務局	行財政改革実施本部内部改革担当
総合企画局	企画部企画調整課
財政局	財政部財政課
市民局	地域生活部地域生活課 地域生活部青少年育成課 勤労市民室 人権・男女共同参画室男女平等推進担当 人権・男女共同参画室子どもの権利担当
環境局	緑政部公園緑地課
まちづくり局	総務部企画課 市街地開発部住宅整備課 市街地開発部住宅管理課
建設局	総務部企画課
教育委員会	総務部企画課 学校教育部学事課 学校教育部指導課 生涯学習部生涯学習推進課 総合教育センター幼児教育センター
健康福祉局	総務部企画課 保健医療部健康増進課 保健医療部地域医療課 地域福祉部地域福祉課 地域福祉部福祉医療課 障害保健福祉部障害計画課 児童部少子化対策担当 児童部児童保健福祉課 児童部保育企画課 児童部保育運営課